

嬰児殺の処罰に関する一考察

～清代を中心として～

喜 多 三 佳

Some Considerations on the Punishments for the Infanticide in Ch'ing Dynasty

Mika KITA

ABSTRACT

Some specialists on Chinese history of law systems admit the existence of the regulations for the infanticide punishments in the eras of the Sung dynasty and the Yuan dynasty. However, any evidence of their existence is not recognized in the *lù* (rules) of the Ming and Ch'ing dynasties. This paper aims to shed light on the following points: (1) in the Ch'ing dynasty era, the punishment regulations applied to the cases in which grandparents or parents commit homicide for their offsprings make up the non-existing punishment regulations for the infanticide; (2) very few cases of the actual punishments are found; (3) the government wished to declare that the infanticide is flagrantly immoral. Actually the government hesitated to enforce even the moderate forms of regulations for the crime. The reason is that people could not help committing the infanticide in the misery of extreme poverty. Law enforcement officers who knew the situation were inclined to tolerate the deeds; (4) the government frequently declared the enforcement of the punishment regulations, however in reality it was rarely implemented.

KEYWORDS: 清代, 嬰児殺, 溺女, 墓胎

はじめに

生まれたばかりの子を父母ないしその委託を受けた産婆などが殺害するということは、歴史上、広くみられる事態である。中国では、この嬰児殺しを、「生子不舉」等と表現し¹、また「薅子」²、「溺子」などと呼んできた。清代には、「溺女」という言い方が一般に用いられるが、これは男児の殺害を含まないと意味ではない。男児ももちろん殺されているのであるが、働き手としての能力に劣り、また伝統的な中国社会の考え方からいえば、祖先を祭ることのできない女児は、より犠牲にされやすかった³。また、殺害方法としては、たらいなどに張った水に沈め、溺れさせるという方法がしばしば用いられたため、このように言うのである⁴。本稿では、子どもの性別を特に区別せず

に論ずるため、「嬰児殺」ということばを用いることとする。

嬰児殺が行われる理由はさまざまである。貧困で子を養えない、というのは最も一般的な理由であるが、そのほかに、姦通の証拠を隠滅するため、結婚費用負担の増大を防ぐため、といったことも理由となりえた。

本稿は、清代に嬰児殺（および墮胎）が法律上どのように扱われていたかを述べ、それを通して、子どもが法的にどのようなものと考えられていたかを考察することを目的とする。

1. 嬰児殺処罰に関する先行研究

中国の嬰児殺について触れた文献は少なくない。しかし、その処罰について述べているもの、ということになると、数が限られてくる。

まず、『清国行政法』は、「棄児ニ対スル救恤」の項で「溺女」について述べ、「政府屢之カ禁令ヲ發シ其禁ヲ犯シタル者ニハ子孫ヲ故殺スルノ律ヲ適用スルコトシタレトモ其習俗ノ盛ナル容易ニ之ヲ矯正スヘカラス」と記している⁵。

趙鳳喈『中国婦女在法律上之地位 附補篇』⁶は、嬰兒殺連の法制度の変遷について、要を得た紹介を行っている。その大意は、以下の如くである。

溺女の風は、南北朝に盛行し、士大夫の家でさえ免れず、庶民に至っては想像に難くない。南宋の戦乱の中で、民間では産まれた子を取り上げないことが多く、とくに女の子はそうであった。元代には、「溺女の禁」を設けたが、溺女の風は盛んであった。明清律には、このような明文はない。わずかに、大清会典に禁令が載せられている。しかし、その効力は微々たるものであった。それで、溺女事件は、現在（引用者注：1920年代）に至っても民間ではよく見られる。民国成立時に公布された暫行新刑律には、嬰兒殺人の罪の規定はない。解釈上は、嬰兒殺は、成人の殺人と同罪ということになろう。しかし、民間の溺女の悪習は、これによって抑制されることがなかった。これまた法の欠陥である⁷。

民国17年刑法は、母が出産時に私生子を殺すことを処罰する明文をおいた。しかし、一般的な嬰兒殺の悪習を防止するには十分でなかった。現行刑法（民国24年7月1日施行）では、「母が出生時あるいは出生後まもなく、その子女を殺せば、6月以上5年以下の有期徒刑に処する」との規定が置かれた。私生と婚生とを問はず、かつ嬰兒の性別を区別せずに、全て処罰するものとしている。こうして初めて一般社会に溺女が犯罪行為であることを明示したのである⁸。

西山栄久「支那民間の Infanticide について」⁹は、嬰兒殺に関する歴史的地理的な記述、嬰兒を殺害するに至る原因についての考察などを含むが、処罰に関しては清代に焦点を当てている¹⁰。西山は（1）中国人は Infanticide についてどう考えているか（2）清代の法律上、Infanticide はどのように取り扱

われているかという問題を立てる¹¹。

(1)については、民間人は一般にこれを恥ずべき行為と認識してはいるが、罰せらるべき犯罪とは見なしておらず、官憲も告示を発して禁止はするけれども、積極的に犯行者を処罰しようとはしない、と述べる。(2)に関しては、祖父母父母が子孫を殺す場合の律を引用し、Infanticide の場合にも適用し得る、と言いつつ、Infanticide についての専条がないのは法の不備であると評している。

曾我部静雄「溺女考」¹²は、宋代を中心に記述している。これによれば、北宋末頃から南宋初期にかけて嬰兒の殺害を禁止する令が次々に発せられ、紹興5年（1135年）以降は四川を除く南宋の全版図に禁令が行われることになったらしい¹³。これらの禁令の内容は不明であるが、もう少し後になると、

「勅、諸生子孫而棄之者、徒二年、殺者、徒三年、収生人共犯、雖為從、殺者与同罪、棄者、徒二年半、並許人告、若地分及隣保知而不告、殺者、徒一年、棄者、減一等」

という禁令が記録されている¹⁴。元の時代になると、元史刑法志に、

「諸生女溺死者、没其家財之半、以勞軍、首者為奴、即以為良、有司失舉者、罪之」¹⁵、

「諸嫂溺死其小姑者、以故殺論」¹⁶

との記載があり、南宋時代に比べて厳しい処罰が規定されている、と述べる。

仁井田陞は、『中国身分法史』¹⁷において、まず、「支那法上は、子は親の所有物としては觀念せられなかつた。従つて理由なき殺害・売却等の処分行為は、親権の範囲を逸脱したものであつて、法の禁ずる所であつた」¹⁸

と、子の殺害売却一般について述べる。さらに「殺子の中では嬰兒殺害、即ち溺児が最も頻繁であった。…救済手段方法も禁令も十分実効が挙らず、且、嬰兒殺害の根本原因が除去されたわけではなく、嬰兒殺害は社会的施設や禁令には殆ど頓着なく行はれて行つた」¹⁹

と述べる。古い時代の例としては、晋代にも往々にして嬰兒殺害が行われ、「有司も之に殺子の刑

を加へることがなかつたといふ」²⁰こと等を挙げて
いる。

2. 清代における嬰児殺の処罰

(1) 清律の規定

清律には、嬰児殺そのものを規定した条文はなく、祖父母父母が子孫を殺した場合の律が嬰児殺にも適用されることになっていた。

刑律・人命「謀殺祖父母父母」条には、

「其尊長謀殺〈本宗及外姻〉卑幼，已行者，各依故殺罪減二等，已傷者，減一等，已殺者，依故殺法」（〈 〉内は小註。以下同じ）

との規定がある。また、清律・闢殿「殴祖父母父母」条には、

「其子孫違犯教令，而祖父母父母〈不依法決罰而横加殴打〉非理殴殺者，杖一百。故殺者〈無違犯教令之罪為故殺〉杖六十，徒一年。…」との規定がある。従って、謀殺であれ故殺であれ、祖父母父母が子孫を殺害した場合の処罰は、「杖六十，徒一年」ということになる²¹。

もし、親生の母以外の、嫡母・継母・慈母・養母が殺した場合には、一等を加えて「杖七十，徒一年半」となり、もしそれによって後継ぎがいなくなってしまった場合には、処罰は「絞監候」となる²²。

また、子孫を殺してそれを種に他人を強請るようなことがあれば、清律・人命「殺子孫及奴婢団頼人」条が適用される²³。

これらの子孫殺しの規定が嬰児殺の場合にも「建前上は」適用されることになる。

なお、他人が頼まれて実行行為者になった場合には、「凡人」による謀殺に該当し、処罰は「絞監候」ということになる²⁴。さらに、後述するように、清代の後半には、十歳以下の子どもを殺害した場合、凡人の刑は「絞立決」とされている²⁵。

(2) 律の適用について

さて、「建前上は」上記の子孫殺しの規定が嬰児殺の場合にも適用されることになるのであるが、

実際にはどうだったのだろうか。

清代を通じて幾たびも、嬰児殺を「律に照らして処罰すべきこと」が皇帝によって確認されている。康熙年間には、「溺女相習成風、著令禁止。違者照律治罪」²⁶ことが題准され、乾隆年間には、「溺女照故殺子孫律擬徒、其溺女之人，必不明告，則族隣無由阻當，應免置議」²⁷ことが通行となっている。また、同治年間にも、地方官に命じて溺女を厳禁する旨の告示を出させ、育嬰処を設置するなどの対策もとったうえで、それでも行うものについては、手加減せずに律で取り締まるようにとの諭が出されている²⁸。

繰り返し確認されなければならないというのは、それだけ律に則った処罰がなされていなかったということではないのだろうか。地方官はしばしば溺女を禁ずる告示を出し、官僚の事績を記述する際に、「嚴溺女之禁」²⁹、「禁溺女」³⁰などと書かれることも珍しくない。しかし、実際にどの程度、律どおりの処罰が行われたのかは、疑問である。

というのも、一つには、嬰児殺は密室で行われ、ごく近しい関係のひとしか知り得ず、たとえ他人が疑問を抱いても、「死産だった」と言いぬけることができるからである。

そして二つには、嬰児殺を減らすには、刑罰によるよりも、経済政策によるほうがより根本的な解決になるとの考え方があつたらしいからである。

当時の官僚の書いたものを見てみると、嬰児殺を「厳禁而痛懲」すべきだと述べるもの³¹「せめて発覚したものだけでも律どおりに処罰せよ」と主張するもの³²などもあるが、それ以上に、嬰児殺を減らすような政策、即ち育嬰事業の推進や、華美な婚礼の禁止などを提言するものが多く目につく³³。

さらに、三つ目には、子孫を殺した場合の律を適用する、ということ自体に疑問を投げかける向きがあつたらしいからである。

嘉慶22年（1817）、「姦生幼子」を子どもの父親である「姦夫」が踏み殺した事件³⁴について、意見をもとめられた律例館は、次のような回答をした。以下に大意を示す。

律には、姦生子女は姦夫に引き取らせて養わせよとの規定があるが、姦夫が姦生子女を殺害した場合に関しては明文がない。思うに、姦通者は発覚を畏れ、妊娠すると往々にして墮胎したり、生まれたあとで殺してしまったりする。姦夫が引き取る例は十に一、二もないくらいである。律にいくら規定があっても、私生児の殺害をなくすることはできない。

この事件の犯人は、姦通の結果生まれた自分の子を生後すぐに踏み殺している。奉天司の擬するところは、「故殺子孫」律に照らして「杖六十、徒一年」である。しかし、「姦夫」にこの条文を適用してしまうと、他人が頼まれて殺した場合には「凡人が十歳に満たない幼児を謀殺した」ということで、「絞立決」に擬され、頼まれて実行したのが姦夫の「子孫輩」の者であれば、場合によっては「斬立決」ということもあり得る。さらに「本夫」や「本夫本婦之父母」がこの姦生子を殺害した場合にはどうなるのか、という難しい問題が生ずる。

われわれの意見としては、姦生子女が生まれてすぐに「姦夫姦婦」および「両家有服親属」がこの子を殺した場合には、処罰はせず、他人が頼まれて殺した場合には、「不応為」律を適用するにとどめる。姦夫が生まれた子を引き取ったあとで、何か別の理由があつて子を殺したときに、初めて「故殺子孫」律を適用すればよろしい。従って、本件の犯人である姦夫は、和姦の罪でのみ処罰さるべきである。

この事件が最終的にどうなったかは分からぬが、律例館が上のような意見を述べ、それが『刑案匯覽』に収録されたことだけからも、嬰児殺(とりわけ姦生子女殺し)について「故殺子孫」律を適用することに抵抗があつたらしいことが分かる。

政府の公式見解は、あくまでも「嬰児殺も子孫殺しには違ひなく、律の規定に則って処罰るべきである」ということであったが、現実の司法の場ではより「柔軟な」対応がとられていたと考えられる。

(3) 「子ども」が被害者になった場合一般との関係

清律においては、それほど例は多くないが、被害者の年齢（ないし、加害者との年齢差）によって、加害者に科せられる刑の重さが違ってくることがある。しかし、そのような場合に、被害者が幼いことは、刑の加重要件となることはあっても、減輕の理由にはならない。

例えば、刑律・犯姦条は、通常の強姦罪の処罰を「絞監候」と規定するが、「姦幼女十二歳以下者、雖和同強論」とし、雍正期の条例では「…將未至十歳以上之幼女、誘去強行姦汚者、照光棍例、斬決。其強姦十二歳以下十歳以上幼女者、擬斬監候…」³⁵と規定している。従って、この条例以降は、十歳未満の幼女を姦した場合には、和姦・強姦を区別せずに「斬立決」、十二歳以下十歳以上の幼女を姦した場合は、和姦でも「絞監候」、強姦であれば「斬監候」という、いずれも通常より重い刑罰が科せられることになる。

殺人罪についても、子ども殺しが大人殺しに比べて軽く扱われるということではなく、むしろ場合によっては、子ども殺しのほうが重く処罰される。

刑律・謀殺人条の条例に

「凡僧人逞兇、謀故慘殺十二歳以下幼孩者、擬斬立決。其余尋常謀故殺之案、俱仍照本律例辦理。」³⁶

と規定するものがあり、また

「凡謀殺幼孩之案、除年在十一歳以上者、仍照例辦理外、如有將十歳以下幼孩、逞忿謀殺者、首犯擬斬立決（若係因財、或有因姦情事、加以梶示）。從而加功之犯、擬絞立決。其從而不加功者、俱仍照本律、杖一百、流三千里」³⁷
というものがある。さらに、鬪殴及故殺人条の条例に、

「十歳以下幼孩、因救護父母、被凶犯立時斃命者、照謀殺十歳以下幼孩例、擬斬立決」³⁸
と規定するものがある。

従って、条例制定以降、他人の子を殺した場合には、当然これらの重罰規定が適用されることになり、たとえ被害者が嬰児であつても、それを理由として刑が減免されるということは考えにくい。

したがって、嬰児殺が処罰されにくいとしても、それは、「子ども」が一般に法律上軽視されているからではなく、親が自分の子を殺害するという行為が、特別に宥恕すべきものと意識されているからであると考えられる。

3. 関連する問題

ここで、清代の嬰児殺処罰に関するものとして、清律の墮胎に関する規定、および、中華民国刑法の嬰児殺・墮胎に関する規定について付言し、あわせて嬰児殺の専条をおく意味について考察する。

(1) 清律の墮胎に関する規定

清律中には、墮胎についての専条はない。ただ、刑律・鬪毆条は、被害者が墮胎についての保辜期限（50日³⁹）以内に流産し、しかも妊娠後90日以上経って胎児が形をなしている場合に、通常の「鬪毆」よりも重い処罰（「杖八十、徒二年」）を科する旨、規定している⁴⁰。

官吏が収監されている妊婦に拷打を加えることは禁止されているが、敢えて打って流産させてしまった場合には、「凡鬪傷」より三等下った刑を科せられる⁴¹。

また、威逼人致死条の条例に、姦夫が薬による墮胎を姦婦に勧め、薬を飲んだ姦婦が胎児ごと死亡してしまった場合には、姦夫は「杖一百、流三千里」に処されると規定するものがある⁴²。

なお、施行されずに終わった、大清刑律草案の第317～322条は、墮胎について規定していた。「懷胎婦女」自身が墮胎した場合の処罰は、「処五等有期徒刑、拘留、或一百円以下罰金」である。このほか、嘱託を受けて墮胎せしめた場合、暴行脅迫等によって墮胎せしめた場合、医師や産婆などが嘱託を受けて墮胎せしめた場合、について規定している⁴³。

(2) 民国法における嬰児殺・墮胎の規定

1) 婴児殺について

民国17年（1928）刑法第287条は、

「母於生産時、或甫生産後、殺其私生子者、処六月以上五年以下有期徒刑。本条之未遂罪罰之」と規定している。同法において、通常の殺人罪の法定刑が、「死刑、無期徒刑、或十年以上有期徒刑」であり（第282条）、「出於預謀」（清律でいう謀殺人）の場合には、法定刑は「死刑」のみとなる（第284条）のに比較すれば、相當に軽い処罰となっている。

17年刑法の注釈書を著した小野清一郎は、母が殺した場合刑が軽くなる理由として、

「蓋し母が将来私生子を養育する道徳上又は物質上の困難を畏れて之を殺す場合に於て其情特に輕しと觀るものである。…母に非ざる者が之に加功したるときは通常の刑、即ち故殺又は謀殺の刑を科することにならう」と述べている⁴⁴。また、小野は、フランス、イス等の刑法に母の嬰児殺について軽い刑を規定するものがあり、とくにドイツ刑法は、母が私生子を殺した場合の規定を置いていると指摘し、17年刑法の嬰児殺規定はそれにならったものであろうと推論している。おそらくこの推論は正しいのであろうが、上述のような私生子殺害を軽い処罰ですませようとした清代以来の司法官の対応も、あるいは法規定の背後に存在しているかもしれない。

なお、民国24年（1935）刑法第274条では、

「母於生産時、或甫生産後、殺其子女者、処六月以上五年以下有期徒刑。前項之未遂犯罰之」と規定し、客体となる者が、「私生子」から「子女」に変わっている。

2) 境胎について

上記の大清刑律草案は、民国元年の臨時大總統令により、共和制にそぐわない部分を除いたうえで、「中華民国暫行新刑律」として公布施行され、民国17年刑法施行までの間、効力を有した。従つて、墮胎罪の規定もこの時点で初めて日の目を見たことになる。

民国17年刑法（第304～308条）、24年刑法（第288～292条）にも、墮胎罪の規定がある。「懷胎婦女」自身が墮胎した場合の処罰は、17年法では「一年以下有期徒刑、拘役、或三百元以下罰金」、24

年法では「六月以下有期徒刑，拘役，或一百元以下罰金」である。このほか，17年法，24年法ともに，囑託を受けて墮胎せしめた場合，囑託を受けないで墮胎せしめた場合，公然と墮胎の方法を紹介した場合，の罪を定めている。

(3) 嬰児殺について規定する意味

嬰児殺について特に規定する意味はどこにあるのだろうか。

まず，成長した子孫を殺した場合と比べて軽い処罰を規定する場合については，上述の民国法を例として挙げることができる。あまり親を責めるわけにはいかないので，通常の殺人よりは軽い処罰を規定する（しかし，逆に取り締まりはきちんと行う）との立法者の意思を示したものと考えられる。

一方で，成長した子孫殺よりも重い処罰を規定している場合もある。宋刑統・闢訟律「殴詈祖父母父母並過失殺」条は，

「若子孫違犯教令，而祖父母父母殴殺者，徒一年半，以刃殺者，徒二年，故殺者各加一等」と規定している。これによると祖父母父母が子孫を故殺した場合，「殴殺」であれば徒二年，「以刃殺」であれば，徒二年半ということになる。

ところが，上記の曾我部論文が引用する南宋の規定では，嬰児殺の処罰は，「徒三年」とされているので，成長した子孫を殺した場合よりも刑が重いことになる。

とすれば，この重罰規定は，嬰児殺は特に強い非難に値する犯罪である，と宣言する意味をもっていると考えられる。ただ，処罰がきちんと行われたかどうかは，清律の場合と同様，疑問である。

むすびにかえて

本稿は，清代の嬰児殺処罰について，次のようなことを述べた。

(1) 嬰児殺には「故殺子孫」律が適用されるというのが，政府の公式見解であり，くりかえし確認されていたこと。

(2) しかし，嬰児殺事件は余りにも多くて摘發しきれず，経済政策によって減らしていくのが相当と考えられていたこと。

(3) 司法官の中にも「故殺子孫」律適用に懷疑的な意見があったこと。

今後は，これらの点に関して実態をよりいっそう明らかにするとともに，清代において「子ども」が法的にどのようなものと考えられていたか，ということに研究の範囲を広げていきたい。

また，もう一つ，大変気になる点がある。清代の資料をみていると，嬰児殺以外にも，典妻・売妻の禁止，寡婦への再婚強制の禁止などに関して，法はあるけれども実際にはあまり処罰される人はいないという状況が現れている。これらの場合，法に効力がないわけではなく，律どおりの裁きがなされることもある。（したがって，筆者はいわゆる「雛型説」⁴⁵に組みするものではない。）しかし，より多く，「摘發されない」という形で処分を免れる者，裁きの場には引き出されたけれども，寛大な処置で済ました者，が存在しているのである。これを法制度の上でどう考えるかということを，今後の課題の一つとしたい。

¹ 例えば，漢書・卷27 五行志「及生不舉，葬之陌上」，晋書・卷75 范汪伝「生兒不復舉養，鰥寡不敢妻娶」，三国志・呉書 諸葛瑾伝「妻死不改娶，有所愛妾，生子不舉」，宋史・卷173 食貨志「無以贍養，生子多不舉」，明史・卷281 張淳伝「永人貧，生女多不舉」など。

² 後述の曾我部論文 pp.392-393参照。

³ 韓非子・六反「父母之於子也，產男則相賀，產女則殺之。此俱父母之懷衽，然男子受賀，女子殺之者，慮其後便，計之長利也。故父母之於子也，獲用計算之心以相待也」，蘇東坡全集・前集 卷30「与朱鄂州書一首」中の「岳鄂間田野小人，例只養二男一女，過此輒殺之，尤諱養女，以故民間少女多鰥夫」など参照。

⁴ 後述の曾我部論文 pp.391-392参照。

⁵ 第4卷，1911年 p.199

⁶ 鮑家麟 編，稻鄉出版社，1993年（原著は1927年刊）。

⁷ 鮑 pp. 6-7

⁸ 鮑 p.155

⁹ 「東亜経済研究」13-1 (1929年)

¹⁰ 西山がこの論文中において‘infant’と呼ぶのは「大体に於て生れたばかりから三四歳位に至るもの」(p.37) である。

¹¹ 西山 pp.47-52参照。

¹²『東北大大学法文学部十周年記念史学論集』1935年、所収。
のち、『支那政治習俗論攷』筑摩書房、1943年に収録。

¹³曾我部 p.399以降参照。

¹⁴曾我部 p.407が引く『止齋先生集』卷44「桂陽軍告諭百姓榜文」。時代的には、南宋の2代目皇帝孝宗のころ。

¹⁵元史卷103刑法志「戸婚」門

¹⁶元史卷105刑法志「殺傷」門

¹⁷もとの題は『支那身分法史』東京大学出版会、1942年。
引用頁数は復刻版の『中国身分法史』東京大学出版会、1983年による。

¹⁸仁井田 p.814

¹⁹仁井田 pp.815-816

²⁰仁井田 p.817

²¹ただし、情状によっては、より重い刑が科せられることもあった。一例を挙げれば、祖母が自分の娘に田産を与えようと考え、寡婦になった嫁が邪魔なので殺そうとし、それを孫（寡婦の子）に知られたので、将来復讐されることをおそれて、まだ幼い孫を使用人に命じて殺害させ、嗣子をなくしてしまった事件において、この祖母は「發往伊犁給厄魯特為奴」という処罰を受けていた。（『清実録』卷862 参照。）

²²清律・闢殴「殴祖父母父母」条。同条の条例六は、姦通を隠すために秘密を知った子孫を殺害した場合は、より重い刑を科すことを定めており、親母もその対象となる。

²³「凡祖父母父母故殺子孫、及家長故殺奴婢、団頼人者、杖七十、徒一年半」。これにより財物を詐取した場合、その金額によっては、より重い刑罰が科されることもある。

²⁴刑律・人命・謀殺人条 参照。

²⁵刑律・人命・謀殺人条・条例2 参照。

²⁶康熙三十六年題准。『光緒会典事例』卷753 「収養孤老」条の項 参照。

²⁷乾隆三十七年礼部議覆通行。『刑案匯覽』卷44 刑律・闢殴「殴祖父母父母」条の上注 参照。

²⁸「(同治五年二月)庚子。諭内閣、御史林式恭奏、民間溺女積習未除、請嚴行禁止一摺。民間溺女、乾隆年間部議照故殺子孫律治罪、例禁綦嚴。乃拠該御史奏、近來廣東・福建・浙江・山西等省、仍有溺女之風、恐他省亦所不免。實屬傷天地之和、若不嚴行禁止、何以挽全民命。著各直省督撫、董飭所属地方官出示嚴禁、並責令各州縣勸諭富紳、廣設育嬰處所、妥為収養、俾無力貧民、不至因生計艱難、再踏惡習。儻仍不知悛改、即治以應得之罪、毋稍姑貸」（『清実録』卷169）

²⁹『清史稿』卷275 馬如龍伝など。

³⁰『清史稿』卷277 陳鵬年伝など。

³¹例えば、『皇朝經世文編』卷23 任啓運「与胡邑侯書」。任は、雍正11年（1733）の進士で、乾隆8年（1743）～9年、宗人府府丞を勤めた。

³²例えば、「鄉愚溺女、多視為常。如有暗地溺斃、詭称死胎夭亡者、一經發覺、查實按律治罪、懲一警百，以除積習」と述べる、『皇朝經世文編統集』卷28 削徳標「勸諭育嬰堂示」。削は、道光24年（1844）の進士で、光緒7年（1881）～9年（1883）に湖北按察使を勤めた。

³³『皇朝經世文編統集』卷28 你瑤「書李寅庵大令育嬰堂碑記」、『皇朝經世文統編』卷61 李德鄧「士庶昏喪遵制正俗議」、『皇朝經世文統編』卷74 彭崧毓「推広教溺女說」など参照。

³⁴『刑案匯覽』卷26 刑律・人命・殺死姦夫条の中、「奉天司審擬、覺羅唐武団与大姐通姦、將姦生幼子墮死一案」参照。

³⁵刑律・犯姦・犯姦条 条例4。雍正12年に定例となった。

³⁶刑律・人命・謀殺人条 条例7。乾隆42年の事件から。

³⁷刑律・人命・謀殺人条 条例2。乾隆51年、53年に上諭あり、のちに条例となった。嘉慶14年修改、同17年改定。

³⁸刑律・闢殴・闢殴及故殺人条 条例15 嘉慶21年に上諭あり。のちに条例となった。

³⁹刑律・闢殴・保辜限期条「折跌肢體、及破骨墮胎者、無論手足他物、皆限五十日。」

⁴⁰刑律・闢殴・闢殴条「折人筋、眇人兩目、墮人胎、及刃傷人者、杖八十、徒二年。〈墮胎者謂辜內子死、及胎九十四日之外成形者即坐。若子死辜外、及墮胎九十日之内者、從本殴傷法論、不坐墮胎之罪〉」

⁴¹刑律・斷獄・婦人犯罪条 参照

⁴²刑律・人命・威逼人致死条 条例11「婦人因姦有孕畏人知覺、與姦夫商謀用藥打胎、以致墮胎身死者、姦夫比照以毒藥殺人知情賣藥者至死減一等律、杖一百、流三千里。若有服制名分、本律重於流者、仍照本律從重科斷。如姦婦自倩他人買藥、姦夫果不知情、止科姦罪」（乾隆5年）

⁴³『大清法規大全』卷12 法律部 法典草案 二 刑律

⁴⁴小野清一郎『中華民国刑法 分則（下）』中華民国法制研究会、1935年 pp.102-103

⁴⁵「雛型説」については、中村茂夫「伝統中国法=雛型説に対する一試論」『法政理論』12卷1号（1979年）を参照。

（喜多三佳：四国大学 法律学研究室）